

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から60年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、市から納付書が届いたので、夫の分と共に納めていた。私の年金手帳には私の文字ではなく、「初めて被保険者となった日 昭和57年6月21日」と記載されている。夫の分だけ納付して、私の分を納めないはずが無い。保険料を口座引き落としにできなかったのは、お金のあるときに納めたかったからであるが、毎月期限内に納付していた。姓が外字であるため、市の記録は名字が間違っているかも知れない。夫の確定申告の際は、国民年金保険料の欄に記載していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金の第1号被保険者資格と第3号被保険者資格の種別変更手続も適切に実施しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間について、申立人は、申立人の夫と二人分の国民年金保険料を毎月銀行等に納付していたとしているところ、申立期間に係る申立人の夫の保険料は納付済みとされている上、申立人が納付していたとする金融機関についても申立期間に設置されていたことが確認できること、申立期間における保険料の納付状況については、申立人が当時居住していた市には記録が保存されておらず確認できなかったものの、その後転居した市の記録では申立期間後の期間について申立人夫婦共に一部を除いて毎月同一日に納付していること等から、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

申立期間の保険料については、結婚後しばらくしてから妻が1年間分をまとめてA市内の銀行に一括して納めたか、市役所に持参したと思う。その際に、国民健康保険料についても相談し、少し減額してもらった。姓が外字であるため、A市の記録は名字が間違っているかも知れない。確定申告(白色)の際には、国民年金保険料の欄に記載していた。確定申告書の控えは保存していないが、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の12か月を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、厚生年金保険と国民年金の切替手続についても適切に実施していることから、申立人の納付意識は高かったものと思われる。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付に関する説明は、具体的かつ詳細であり、国民健康保険料と併せて納付したとする金額についても、申立期間当時の国民年金保険料額から推計すると、国民健康保険料と併せた金額としては不自然な額ではない。

さらに、申立人は、婚姻後しばらくしてから申立期間の保険料を納付したとしているが、申立人は昭和57年2月に婚姻していることが確認でき、同年4月までは、市において国民年金保険料を現年度納付することが可能である上、申立期間前後の保険料についても現年度納付されていることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から46年3月まで

昭和46年から47年ごろ、自宅を訪れた市役所の職員から、「今なら国民年金保険料をさかのぼって納付することができる。」との説明を受け、後日、その市役所の職員に、私の退職後の42年9月から46年3月までの期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。夫については42年8月以前も未納期間であったが、金額が大きかったため、私と同様の期間について納付したことを覚えている。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年2月に夫婦連番で払い出されているが、申立人は、申立期間以外、国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付している上、申立人の夫についても、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年度以降の国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付しているなど、申立人及びその夫は共に納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、第1回特例納付の実施時期であるため、市役所の職員から「今なら国民年金保険料をさかのぼって納付することができる。」との説明を受け、国民年金保険料を特例納付したとしても不自然ではない上、市においては、申立人の供述どおり、特例納付による保険料を預かっていたことが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から46年3月まで

昭和46年から47年ごろ、自宅を訪れた市役所の職員から、「今なら国民年金保険料をさかのぼって納付することができる。」との説明を受け、後日、その市役所の職員に、妻の退職後の42年9月から46年3月までの期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。私は42年8月以前も未納期間であったが、金額が大きかったため、妻と同様の期間について納付したことを覚えている。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年2月に夫婦連番で払い出されているが、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年度以降の国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付している上、申立人の妻についても、申立期間以外、国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付しているなど、申立人及びその妻は共に納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、第1回特例納付の実施時期であるため、市役所の職員から「今なら国民年金保険料をさかのぼって納付することができる。」との説明を受け、国民年金保険料を特例納付したとしても不自然ではない上、市においては、申立人の供述どおり、特例納付による保険料を預かっていたことが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 540

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月及び同年6月
② 昭和51年3月

申立期間①については、領収書等はないが、母親が国民年金保険料を間違いなく納付したと言っている。

申立期間②については、国民年金保険料を納付した領収書を保管している。社会保険事務所からの年金記録確認回答票では、申立期間②の保険料については還付済みとされているが、還付された覚えがないので納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はない上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の母親に聴取しても、加入手続等について明確な記憶がない。

また、申立人が所持している昭和48年4月10日発行の国民年金手帳では、申立人の資格取得日は同年4月1日となっており、これは社会保険事務所及び申立人が当時居住していた市の記録とも一致している。このため、申立期間①は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできなかったとみられる上、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もない。

さらに、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、申立人が所持している領収書により、申立人が昭和51年3月に51年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付したことが

確認できる。

加えて、申立期間②については、申立人の国民年金の資格喪失日が社会保険事務所の記録では昭和 51 年 3 月 29 日、及び申立人がその時期に転入した市の記録では同年 3 月 21 日となっており、申立期間②は未加入期間とされているため、同月の保険料について還付処理がなされた記録があるが、申立人が同月に資格喪失しなければならない理由は見当たらず、本来、国民年金の強制加入期間であることから、納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 541

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から39年3月まで

昭和45年ごろに、町役場の回覧で過去の国民年金保険料の未納分について納付することができることを知り、社会保険事務所に納付状況を聞きに行ったところ、夫婦共に未納期間があると教えられ、納付額を書いた紙をもらった。申立期間の国民年金保険料については、役場の中にあつた金融機関の窓口において、夫婦の分を4回に分け延べ1年かけて納付した。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、昭和45年ごろに、役場の回覧で特例納付のことを知り、役場内の金融機関において分割して特例納付したと主張しているところ、その時期は特例納付実施期間内であるとともに、45年当時、役場では特例納付の保険料を金融機関等で納付するよう案内していたことが確認できる上、役場に照会したところ、当時、役場内に金融機関が存在しており特例納付の保険料を収納していたとしており、申立人の主張を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人が分割して納付したとしている一人当たりの納付額は、申立期間に係る申立人夫婦の国民年金保険料を分割して特例納付した場合の一人当たりの保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和45年ごろに、町役場の回覧で過去の国民年金保険料の未納分について納付することができることを知り、社会保険事務所に納付状況を聞きに行ったところ、夫婦共に未納期間があると教えられ、納付額を書いた紙をもらった。申立期間の国民年金保険料については、役場の中にあつた金融機関の窓口において、夫婦の分を4回に分け延べ1年かけて納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、昭和45年ごろに、役場の回覧で特例納付のことを知り、役場内の金融機関において分割して特例納付したと主張しているところ、その時期は特例納付実施期間内であるとともに、45年当時、役場では特例納付の保険料を金融機関等で納付するよう案内していたことが確認できる上、役場に照会したところ、当時、役場内に金融機関が存在しており特例納付の保険料を収納していたとしており、申立人の主張を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人が分割して納付したとしている一人当たりの納付額は、申立期間に係る申立人夫婦の国民年金保険料を分割して特例納付した場合の一人当たりの保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 1 日から 34 年 5 月 21 日まで

申立期間について、脱退手当金を昭和 35 年 9 月に支給したと社会保険事務所から聞いたが、支給方法について照会したところ、送金なのか口座への振込みなのかは資料が残っておらず分からないとのことなので、再度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 1 か月後の昭和 35 年 6 月 27 日に支給されたこととなっている上、脱退手当金請求に係る事業所に照会したところ、「当時、退職者に対し、退職後に再び勤めることもあるので、脱退手当金をもらわないほうがよいと助言していた。」との回答があったことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金の支給が決定されたとする日(昭和 35 年 6 月 27 日)の約 10 か月前に婚姻し、改姓しているにもかかわらず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の氏名は、現在まで変更処理が行われておらず、旧姓となっていることから、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられ、申立人が脱退手当金を請求したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録上の脱退手当金支給額は、法定支給額と大きく異なっており、その相違の発生原因も推定不能である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から38年3月までの期間、同年10月から40年3月までの期間、42年4月から48年3月までの期間及び52年1月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から38年3月まで
② 昭和38年10月から40年3月まで
③ 昭和42年4月から48年3月まで
④ 昭和52年1月から63年3月まで

昭和36年からA市に居住しており、申立期間①及び②については、集金人が自宅まで国民年金保険料を徴収に来ていた。また、申立期間③のうち47年7月までの期間については、町内で転居したが、社会保険事務所の職員が徴収に来ており、それぞれ、夫婦二人分の保険料を納付していた。保険料の金額は、初めは200円であった。

申立期間③のうち昭和47年8月以降の期間と申立期間④については、B市に転居後であるが、婦人会の人が保険料の徴収に来ており、妻が夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたので未納のはずは無い。また、当該期間について、納付の督促を受けたことは無く、一部の期間は、免除申請をした覚えが無いにもかかわらず免除期間となっている。

なお、当時の領収書等は、台風による水害と家の建替え等で無くしたため、証明となるものは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①、②及び③について、申立人は、申立人の妻と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①、②及び③につ

いては、昭和42年4月から同年6月までを除き、申立人の妻も未納となっている上、申立人の妻の納付記録は、申立人の妻が所持している国民年金手帳の納付記録（昭和36年11月から47年7月まで）と一致しており、申立人及びその妻の納付記録は、社会保険事務所が保管する申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳（旧台帳）の記録とも一致している。

さらに、申立人がA市から転出した後のB市における国民年金被保険者名簿及び上記社会保険事務所の旧台帳によると、第2回特例納付（昭和49年1月から50年12月まで実施）による納付勧奨を行った旨の記載がある上、市の被保険者名簿に昭和51年10月20日時点で年金受給資格が無い旨の記載があることから、この時点において、申立人に長期間の未納期間があったことが推認できる。

申立期間④については、11年余りと長期間に及んでおり、通常、それほどの長期にわたり行政側に過誤が生じるとは考えられない上、B市の被保険者名簿に昭和56年7月1日の時点で年金受給資格が無い旨の記載があることから、この時点においても、申立人は国民年金の受給資格を有していなかったことが推認できるため、少なくとも申立期間④のうち、56年6月までの保険料を納付していたとは考えられない。

また、申立期間④のうち、昭和52年4月から55年3月までの期間及び56年4月から59年3月までの期間については、社会保険事務所の旧台帳及びB市の被保険者名簿共に申請免除の処理がなされた記録が確認でき、これらの記録を調査しても、免除申請処理日をはじめ、その記録に不自然な点はみられない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 52 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、家に来ていた集金人に両親が納付していた。納付すると、1 年分の印を押す欄のある封筒に印を押してもらっていた。10 年ほど前に市役所において納付状況を確認した時は、未納とは言われなかったため、申立期間について、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の両親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書控等)は無い上、申立人の保険料を納付していたとする両親も既に他界しているため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 9 月に払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間については、時効により納付できない期間を除き、過年度納付によらなければ国民年金保険料を納付できないが、申立人が記憶している 1 年分の印を押す欄のある封筒については、調査の結果、現年度納付用のものと考えられることから、過年度納付については、当該封筒により集金していたとは考えられない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

申立期間については、昭和 41 年の秋ぐらいに同年 5 月に生まれた次女をおんぶして A 県 B 町（現在は、C 市）役場に出向き、国民年金保険料をさかのぼって納付したので、未納とされていることは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 6 月に払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を昭和 41 年の秋に役場で納付したと主張しているため、申立期間（時効により納付できない期間を除く。）の保険料を納付する場合、過年度納付によらなければ納付できないこととなるが、申立人は納付状況についての具体的な記憶が無い上、市に照会したところ、申立期間当時、旧役場では過年度分の納付は取り扱っていなかったとしていることから、申立内容に不自然な点が見られる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、当時働いていた個人経営の商店の主人から、給料の中から納付していると聞いていたので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が当時勤めていた商店の店主が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書控等)は無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする店主も他界しているため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間について、申立人が所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、国民年金保険料を納付した形跡は無い上、申立期間直後の昭和 37 年度の保険料については、38 年 2 月から同年 4 月にかけて納付されていることから、この時期から保険料を納付したものと考えられる。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 547

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月まで
結婚した年の昭和 44 年 6 月に国民年金に任意加入し、61 年 4 月から第 3 号被保険者となったが、その間資格喪失した覚えが無いにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和 44 年 6 月に国民年金に任意加入した後、61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで資格喪失した覚えが無いとしているが、申立人が所持している国民年金手帳には、58 年 6 月 30 日に資格喪失した旨の記載がある上、当該資格喪失日は、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿の記録とも一致している。

さらに、市の上記被保険者名簿には、資格喪失の受付年月日欄に「58 年 6 月 29 日 申出」と記載されており、その記載状況に不自然な点はみられない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 548

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年12月まで
昭和36年4月ごろ、A町（現在は、B市）役場において国民年金の加入
手続を行った。
申立期間当時は、仕事がありませんで国民年金保険料を納める余裕も無
かったので、弟と一緒に保険料の納付について役場に相談に行った覚えも
ある。弟は年金をもらっているのに私がもらえないのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資
料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間について、申立人は、当初、役場において国民年金保険料
を納付していたと主張していたが、その後、免除申請を行ったとするなど、
申立期間当時の記憶が曖昧である。

さらに、社会保険庁及びB市の記録によると、申立人は昭和36年4月の国
民年金への加入以降、60歳に到達するまで国民年金保険料を納付した形跡は
無いなど、申立人の納付意識は低かったものと考えられる上、申立人の弟の
納付記録をみると、36年4月から55年3月までは申請免除期間となってい
るが、申立期間について、申立人が免除申請を行った形跡も無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかが
わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

三重厚生年金 事案 369

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 8 月 31 日から 39 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 1 月 1 日から同年 2 月 5 日まで
④ 昭和 39 年 3 月 15 日から同年 7 月 1 日まで

申立期間当時の給与明細書等の資料は無いが、申立期間①及び②の時はA社（現在は、B社）において、申立期間③及び④の時はC社において正社員として働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

また、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①又は②にA社に在籍していた同僚のうち連絡が取れた一人に照会したところ、申立人を覚えていないと回答しており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

加えて、申立期間③について、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

また、C社は平成 14 年 2 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなく

なっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間③及び④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間③又は④にC社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていないと回答しており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月から23年8月15日まで
② 昭和28年5月1日から30年5月1日まで

昭和18年4月にA事業所に就職した。その後、同事業所は戦時中に村役場と合併し、B事業所（現在は、C事業所）となったと思う。当時、先輩にD氏、同僚にE氏、F氏がいた。

農業協同組合法施行の直前の昭和22年暮れか23年の春ごろに、G事業所の方に誘われて同事業所に移り、28年4月末までH支所で勤務していたが、退職してすぐにI社（現在は、J社）に入社した。妻の実家が同社を経営しており、手伝ってくれと言われて入社した。当時、番頭にK氏、同僚にL氏がいた。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和18年4月にA事業所に就職し、その後同事業所は村役場と合併してB事業所となった（時期は不明）としているが、社会保険事務所の記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、社会保険事務所が保管しているB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無い。

また、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC事業所に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①にB事業所の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会を試みたものの、連絡先が

不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人が申立期間②に I 社で勤務していたことは、同社の前事業主の妻及び申立期間②に同社において厚生年金保険被保険者であった同僚の供述により推認できる。

しかし、申立期間②について、社会保険事務所が保管している I 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

また、上記の被保険者名簿によると、申立人が当時の I 社の事業主であったとする申立人の義父及び同社で働き給与をもらっていたとする同居親族の全員が申立人と同じ昭和 30 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得していることから、申立人のみ 28 年 5 月 1 日に資格取得したとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について J 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、I 社における申立人の当時の同僚のうち連絡が取れた一人に照会したところ、本人が記憶している入社日の約 2 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 371

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 41 年 3 月 8 日まで

申立期間にも A 社の一事業である食堂で調理師として働いていたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は無いとされている。

食堂には従業員が 20 人程度勤務していた。3 年ほど前までは在籍に関する書類があったが、現在は持っていない。ただし、表彰状があるので、それにより在籍していたことは証明できると思う。なお、表彰状に記載されている事業所名は B 社となっているが、同社の社長は、同社及び A 社を含む数社を経営していた。

申立期間に A 社において厚生年金保険被保険者であったことについて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している B 社名の表彰状に申立人が昭和 37 年 3 月以降の 3 年間に勤務していた旨の記載があるところ、申立人は申立期間に A 社で勤務していたと主張し、同社の同僚も本人が厚生年金保険被保険者資格を取得した 41 年 3 月 8 日より前から申立人が同社で勤務していた旨供述していることから、申立人は申立期間のうち少なくとも 37 年 3 月以降の 3 年間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 41 年 3 月 8 日であり、申立期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により同僚の資格取得日をもみても、申立人が記憶している同僚 4 人を含めすべて昭和 41 年 3 月 8 日以降となっている。

さらに、申立人が記憶している同僚4人のうち連絡が取れた二人に照会したところ、一人は、A社では昭和41年3月に従業員全員が厚生年金保険に加入した旨、残る一人も、入社して長期間を経た後に、申立人を含め他の従業員と一緒に厚生年金保険に加入した旨供述している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

なお、B社に係る厚生年金保険被保険者記録をみても、申立期間について、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が記憶している同僚4人を含め昭和41年3月8日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚全員についても、申立期間にB社における厚生年金保険被保険者記録は無い。

また、当時申立人が居住していた市が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間すべてについて国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。